

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

2021年6月に閣議決定された成長戦略実行計画に基づき、政府・産業界・金融界は丸となり、2027年3月末までの手形・小切手の全面的な電子化を目指しております。

これらの状況を踏まえ、当金庫は手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応を下記のとおり実施させていただきますので、お知らせします。

現在、手形・小切手を決済手段としてご利用されているお客様におかれましては、「しんきん電子記録債権サービス」（でんさいサービス）や「はましん法人WEB-FBサービス」による振込等への移行を是非ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限

2026年9月30日（水）

上記振出期限を超過して振り出された手形・小切手はお支払いができません。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金取扱い終了

2026年9月30日（水）

上記期日をもって、当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手について、当金庫預金口座への入金取扱いを終了させていただきます。

【これまでに実施した対応】

◆当座預金払戻請求書の新設

2025年12月1日（月）より当座預金専用の払戻請求書を新設し、払戻請求書による当座預金口座からのお引き出しの取り扱いを開始しました。

ただし、払戻請求書によるお引き出しの使用者は口座名義人のみで、取扱店は口座開設店のみとなります。

払戻請求書が必要な方は窓口へお申し出ください。（無料）

◆手形帳・小切手帳の発行停止

2026年1月30日（金）にて手形帳・小切手帳の発行申込の受付を終了しました。

なお、未使用の手形・小切手について買い戻しの予定はございません。

◆当座預金の新規口座開設の停止

2024年11月1日（金）にて新規当座預金口座開設を停止しました。

◆手形等の代金取立の一部受付停止

2024年11月1日（金）にて2027年4月1日以降を期日とする手形等（※）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止しました。

※ 2027年4月1日以降を振出日とする先日付小切手を含みます。

以 上



いつも、あなたのとなりに。
小浜信用金庫

R20260088 (R0806)